

# 犯罪被害者等支援 メニュー リスト

西予市

# 目 次

## 西予市の支援メニュー・対応窓口

<b>1 犯罪被害者等のための総合的対応窓口 .....</b>	<b>1</b>
<b>2 経済的支援</b>	
(1)愛媛県犯罪被害者等支援金.....	1
(2) 高額療養費の支給.....	1
(3) 医療費の一部負担金の徴収猶予、減免.....	1
(4) 後期高齢者医療保険料の減免、納付.....	1
(5) 介護保険料の納付等.....	1
(6) 自立支援医療.....	1
(7) 国民年金の支給.....	1
(8) 子育てに係る負担の軽減.....	2
(9) 市税等の納付.....	2
(10) 生活保護.....	2
(11) 市営住宅への入居.....	2
(12) 上下水道料金の納付.....	3
(13) 母子生活支援施設への入所.....	3

(14) 就業の支援.....	3
(15) 商品・サービスに関する苦情、多重債務に関する相談	3
(16) 火葬場使用料の納付.....	3
(17) 西予市育英会奨学金.....	3

### **3 精神的・身体的被害の回復・防止等**

(1) 精神保健.....	3
(2) 子育ての悩み.....	3
(3) 家庭教育支援.....	3
(4) D V 相談.....	3
(5) 障がい者虐待.....	4
(6) 高齢者虐待.....	4
(7) 身体の障がい.....	4
(8) 住所情報の保護.....	4
(9) 児童・生徒の悩み.....	4

# 支援メニューリスト（西予市）

## 1 犯罪被害者等のための総合的対応窓口

犯罪被害者等からの相談や問合せに応じます。 また、相談内容に沿って、必要な支援を行っている庁内関係部署や関係機関へ適切につなぎます。	人権啓発課 人権政策係 電話：0894-62-6492
---	--------------------------------

## 2 経済的支援

	相談内容	制度・サービスの内容	窓口
1	愛媛県犯罪被害者等支援金	殺人など故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者のご遺族、または重症病や精神疾患を負われた犯罪被害者の方に対する、経済的負担の軽減を図るための見舞金（支援金）給付の申請受付を行います。	人権啓発課 人権政策係 電話：0894-62-6492
2	高額療養費の支給 【国民健康保険、後期高齢者医療保険】	世帯の1か月間の医療費の自己負担額が、その世帯の自己負担限度額を超えた場合、申請によりその超えた分を高額療養費として支給します。	市民課 国保年金係 市民課 後期高齢者医療係 電話：0894-62-6405
3	医療費の一部負担金の徴収猶予、減免 【国民健康保険、後期高齢者医療保険】	第三者行為（交通事故、闘争等）を除く医療費の一部負担金の支払いが困難となった犯罪被害者等の徴収猶予や減免の相談に応じます。	市民課 国保年金係 市民課 後期高齢者医療係 電話：0894-62-6405
4	後期高齢者医療保険料の減免、納付	後期高齢者医療保険料の納付が困難となった場合などに、状況に応じた減免や分割納付などの相談に応じます。	市民課 後期高齢者医療係 電話：0894-62-6405
5	介護保険料の納付等	介護保険料の納付が困難となった場合などに、状況に応じた分割納付などの相談に応じます。	長寿介護課 介護保険係 電話：0894-62-6406
6	自立支援医療 (精神通院医療)	一定以上の症状を有する精神疾患の治療のため通院医療が必要な方に対して、医療費の自己負担額を軽減します。	福祉課 障がい福祉係 電話：0894-62-6428
7	国民年金の支給 【遺族基礎年金】 【障害基礎年金】	国民年金加入中の方又は老齢基礎年金の資格期間を満たした方が亡くなられた場合において、亡くなられた方に生計を支えられていた配偶者や子どもがいるときに支給します。 国民年金加入中にかかった病気や怪我等が原因で一定以上の障がいが残った場合などに、一定額を支給します。	市民課 国保年金係 電話：0894-62-6405

	子育てに係る負担の軽減 【出産】 ●助産制度	妊娠婦が、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない場合において、助産施設における助産にかかる費用を助成します。 (入所要件があり、事前の申請が必要)	西予市こども家庭センター (市役所2階 子育て支援課内) 電話：0894-89-0018
8	【育児】 ●児童扶養手当	父若しくは母と生計を同じくしていない、又は父若しくは母に一定以上の障がいがある場合において、児童の母、父又は養育者を対象として、その生活の安定を図るために支給します。	子育て支援課 納付支援係 電話：0894-62-6551
	【保育】 ●ひとり親家庭等の保育料の減免	ひとり親家庭等の保育料について、所得に応じて減免します。	子育て支援課 幼児保育係 電話：0894-62-6551
	【保育】 ●一時預かり	保護者の傷病・入院等により、緊急、一時的に保育が必要となったこども（保育園等に入所していないこども）を保育します。	子育て支援課 幼児保育係 電話：0894-62-6551
	【医療】 ●ひとり親家庭等医療費の助成	ひとり親家庭等の母又は父及びその児童に対し、保険診療のうち、自己負担分にかかる医療費について助成をします。 (所得税が非課税の世帯のみ)	子育て支援課 納付支援係 電話：0894-62-6551
	【修学】 ●修学費用等の貸付け	母子家庭、父子家庭及び寡婦の方に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、児童が修学するために必要な資金をはじめとした各種資金の貸付を行います。	子育て支援課 納付支援係 電話：0894-62-6551
	【修学】 ●就学費用の援助	経済的困窮にあると認められる場合に、小中学校での就学に必要な経費の一部を援助します。	学校教育課 管理係 電話：0894-62-6414
9	市税等の納付	市税等の納付が困難となった場合などに、状況に応じた分割納付などの相談に応じます。	税務課 電話：0894-62-6401
	【市・県民税】		税務課 市民税係 電話：0894-62-6401
	【固定資産税】		税務課 固定資産税係 電話：0894-62-6401
	【国民健康保険税】		税務課 市民税係 電話：0894-62-6401
	【市税の納付相談】		税務課 管理収納係 電話：0894-62-6401
10	生活保護	生活に困窮した場合、生活保護法に基づき、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、世帯の自立を助長します。	福祉課 生活保護係 電話：0894-62-6428
11	市営住宅への入居	犯罪被害により、これまで住んでいた家に住み続けることが困難となった場合などに、市営住宅への入居に関する相談に応じます。	建設課 建築住宅係 電話：0894-62-6410

12	上下水道料金の納付	上下水道料金の納付が困難となった場合などに、状況に応じた分割納付などの相談に応じます。	上下水道課 料金係 電話：0894-62-6411
13	母子生活支援施設への入所	配偶者のない、またはそれに準ずる女子で、その者が養育している児童の福祉に欠けるところがあると認められる場合に、施設において保護し自立に向けた生活を支援します。 (入所要件があり、事前の申請が必要)	西予市こども家庭センター (市役所2階 子育て支援課内) 電話：0894-89-0018
14	就業の支援	母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の方を対象に、自立のための就業支援を総合的に実施します。	子育て支援課 納付支援係 電話：0894-62-6551
		上記以外の方を対象に、自立のための就業支援を総合的に実施します。	西予市福祉総合相談センター (市役所1階 福祉課内) 電話：0894-62-1150
15	商品・サービスに関する苦情、多重債務に関する相談	契約トラブルや悪質商法による被害、多重債務などについて消費生活相談員が相談に応じます。	西予市消費生活センター (市役所3階 経済振興課内) 電話：0894-62-1285
16	火葬場使用料の納付	火葬場使用料の納付が困難となった場合などに、状況に応じた減免などの相談に応じます。	環境衛生課 環境衛生係 電話：0894-62-1132
17	西予市育英会奨学金	経済的理由により修学が困難な方に対し、奨学生貸与の相談に応じます。 また、貸与を受けた方が、疾病その他特別の事由で返還が困難な場合に、返還猶予などの相談に応じます。	教育総務課 教育総務係 電話：0894-62-6430

### 3 精神的・身体的被害の回復・防止等

	相談内容	制度・サービスの内容	窓口
1	精神保健	精神保健に関する本人や家族、関係者等の相談に応じ、助言、指導、関係機関の紹介などを行います。	健康づくり推進課 健康推進係 電話：0894-62-6407
2	子育ての悩み	子育てに関する相談に応じます。 児童虐待に関する相談にも応じます。	西予市こども家庭センター (市役所2階 子育て支援課内) 電話：0894-89-0018
3	家庭教育支援	子どもとその親(保護者)からの家庭教育に関する相談に応じます。	せいよ家庭教育・子育て応援グループ (市役所2階 まなび推進課内) 電話：0894-62-6415
4	D V相談	配偶者やパートナーからの暴力等に関する相談に応じます。	福祉課 社会福祉係 電話：0894-62-6428

5	障がい者虐待	障がい者に対する虐待の早期発見・早期対応に努めるとともに、障がい者虐待の防止の啓発を行います。	福祉課 障がい福祉係 電話：0894-62-6428
6	高齢者虐待	高齢者虐待防止に関する周知・啓発を図るとともに、虐待の早期発見・早期対応に努め、関係機関と連携して高齢者を守ります。	長寿介護課 高齢者包括ケア係 電話：0894-62-6406
7	身体の障がい	身体に障がいがある場合、相談に応じ必要な支援を行います。	福祉課 障がい福祉係 電話：0894-62-6428
8	住所情報の保護	D Vやストーカー行為等の被害を申し出た方のうち、支援の必要性が確認された方（以下「支援措置対象者」）について、申出の相手となる方が住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付の制度を不当に利用して支援措置対象者の住所を探索することを防止（住民基本台帳事務におけるD V等支援措置）し、支援措置対象者の保護を図ります。	市民課 市民係 電話：0894-62-6405
9	児童・生徒の悩み	児童の様々な悩みに対して、ハートなんでも相談員が相談に応じます。	市内各小学校
		児童・生徒(中学生)の様々な悩みに対して、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーが相談に応じます。	市内各小中学校